

2019年(令和元年)

7/1号

第1911号

発行日/毎月2回(1日、15日)



# まちだ

市の宣言

- 男女平等参画都市宣言
- 非核平和都市宣言
- 青少年健全育成都市宣言
- 交通安全都市宣言



発行 ● 町田市 編集 ● 政策経営部広報課  
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22  
市役所の代表電話 ● 042-722-3111  
市役所の窓口受付時間 ● 午前8時30分～午後5時  
ホームページ ● <http://www.city.machida.tokyo.jp/>

町田市  
ホームページ  
QRコード



選挙特集

## 参議院議員選挙

**投票日 7月21日(日)**  
**投票時間 午前7時～午後8時**

問 市役所代表 ☎722・3111、町田市選挙管理委員会事務局 ☎724・2168

### 参議院議員選挙の概要

参議院議員の任期は6年です。参議院議員は半数ずつ改選されるため、選挙は3年に1度行われます。

町田市が含まれる「東京都選挙区」では、6人(定数12人)を選出します。比例代表選出議員は全国区から選出されます。

【任期満了日】7月28日(日)

【選挙期日の公示】7月4日(木)

【町田市の選挙人名簿の登録者数】

男17万3484人

女18万3563人

計35万7047人

(2019年6月3日現在)



	今回改選される議員数	定数
選挙区選出議員	74人	148人
比例代表選出議員	50人	100人
合計	124人	248人

### 住所を変更した方、変更する予定の方

新しい住所地あるいは住所変更の届出をした時期によって、町田市で投票できない場合や投票所が異なる場合があります。

#### 住所を変更した方

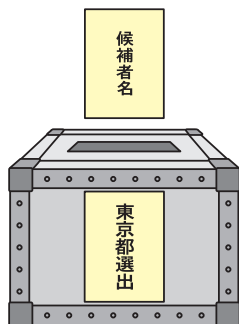
町田市に転入	2019年4月3日までに町田市に転入の届出をして、引き続き町田市に住んでいる方 2019年4月4日以降に町田市に転入の届出をして、引き続き町田市に住んでいる方	町田市で投票できる 町田市で投票できない※
町田市内転居	2019年6月14日までに町田市内で転居の届出をした方 2019年6月15日以降に町田市内で転居の届出をした方	新住所の投票所で投票 前住所の投票所で投票

※以前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、その住所地における当日投票・期日前投票・不在者投票のいずれかの方法により投票できますので、その住所地の選挙管理委員会事務局にお問い合わせ下さい。

### 投票は2種類です

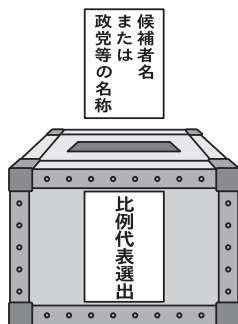
#### 選挙区(東京都)選出

クリーム色の投票用紙に、「候補者名」を記入して投票します。



#### 比例代表選出

白色の投票用紙に、「候補者名」または「政党等の名称」のどちらかを記入して投票します。



投票用紙への記入は、必ず交付を受けた本人が行い、ご自身で投票しましょう。本人以外による記入はできません。

(注)ご自身で書くことができない場合は投票所係員にお申し出下さい。

### 「投票所入場券」をお送りします

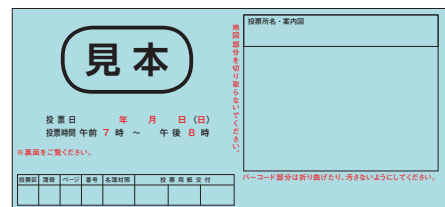
7月3日(水)から順次、「投票所入場券」を世帯ごとに封書で郵送します。

投票所においでの際は、氏名と投票所を確認のうえ、ご自身の投票所入場券をお持ち下さい。

届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿で確認できれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出下さい。

投票日当日(7月21日)は、投票所入場券に記載している投票所以外では投票できません。

投票所入場券(表面)



封筒(表面)



### 投票できる方

原則、次のすべてを満たす方が投票できます。

①2001年7月22日までに生まれている方

②町田市の選挙人名簿に登録されている方

※町田市で住民票を作成した日(転入の届出をした日)から2019年7月3日現在まで3か月以上引き続き住民登録がある日本国民。

### 選挙公報を全戸に配布します

候補者の政見等を掲載した選挙公報を、7月14日(日)までに新聞販売店がすべての世帯に配布します(新聞を定期購読していない世帯にも配布)。7月15日(祝)になっても届かない場合は、最寄りの新聞販売店(下表参照)にご連絡下さい。

#### 選挙公報が届かない場合の問い合わせ先

YC鶴川 ☎735・2038	ASA鶴川南部 ☎735・5163
YC玉川学園 ☎728・6675	ASA桜美林学園 ☎791・0520
YC町田北部 ☎793・2184	ASA町田東部 ☎723・3494
YC町田東部 ☎722・7746	ASA玉川学園 ☎725・8567
YC町田木曽 ☎722・3877	YC南町田 ☎795・2845

・選挙公報は、期日前投票所、市庁舎、各市民センター、市内各郵便局、市内各駅等に備え置きます。

・東京都選挙管理委員会のホームページでもご覧いただけます。

### 投票所への車での来所はご遠慮下さい

身体が不自由な方を除いて、車やバイクでの来所はご遠慮下さい。なお、下記の期日前・当日投票所には駐車場がありませんので、ご注意下さい。

また、車でないと来所が難しい方は、駐車場のある期日前投票所(裏面の「期日前投票所の一覧」参照)での投票をお勧めします。

#### ●駐車場のない期日前投票所

なるせ駅前市民センター、南町田駅前連絡所(南町田リエゾン)、和光大学ポプリホール鶴川

#### ●駐車場のない当日(7月21日)の投票所

南第一小学校、つくし野中学校、つくし野小学校、小川小学校、南第三小学校、町田市民文学館、町田第一小学校、東京都住宅供給公社本町田住宅集会所、玉川学園こすもす会館、鶴川第四小学校、本町田小学校、成瀬が丘ふれあい会館、南つくし野小学校、和光大学ポプリホール鶴川

### 投票状況や開票速報はホームページでご覧いただけます

#### ●町田市選挙管理委員会

投票日当日は町田市ホームページのトップページからもアクセスできます。

投票状況…投票日当日の午前10時30分ごろから公開

開票速報…午後10時ごろから公開

#### ●東京都選挙管理委員会

開票は7月21日(日)午後9時から、市立総合体育館(南成瀬5-12)で行います。



町田市選挙  
管理委員会



東京都選挙  
管理委員会

# 投票日に投票に行けない方は期日前投票・不在者投票をご利用下さい

## 期日前投票について

選挙当日(投票日)に仕事や旅行等の理由で投票できない方は、お住まいの地域に関わらず、下表の期日前投票所で期日前投票ができます。

### ● 期日前投票の方法

- ご自身の投票所入場券(届いている場合)をご持参下さい。
- 投票所入場券が届いていない場合や、紛失した場合でも、期日前投票所にて、選挙人名簿で確認できれば投票できます。
- 投票所入場券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入のうえ、期日前投票所へご持参下さい(各期日前投票所にも期日前投票宣誓書を用意しています)。
- 期日前投票所によって投票期間と時間が異なりますので、あらかじめご確認下さい。

### 期日前投票所の一覧

※は駐車場のない期日前投票所

期 間	期日前投票所
7月5日(金)～20日(土) 午前8時30分～午後8時	市庁舎1階多目的スペース (森野2-2-22)
7月16日(火)～19日(金) 午前8時30分～午後8時  7月20日(土) 午前8時30分～午後5時	南市民センター (金森4-5-6)
	なるせ駅前市民センター ※ (南成瀬1-2-5)
	鶴川市民センター (大蔵町1981-4)
	忠生市民センター (忠生3-14-2)
	小山市民センター (小山町2507-1)
	堺市民センター (相原町795-1)
	木曾山崎コミュニティセンター (山崎町2160-4)
	南町田駅前連絡所(南町田リエゾン) ※ (鶴間3-10-2 セミナープラス南町田2階)
和光大学ポプリホール鶴川 ※ (能ヶ谷1-2-1)	

○玉川学園コミュニティセンターは建替工事中につき閉鎖しています。

## 不在者投票(町田市外で投票するには)

選挙期間中、遠方に滞在している場合に、滞在先の市区町村で投票できる制度です。郵便によるため日数がかかりますので、投票用紙等をお早めにご請求下さい。なお、不在者投票ができる場所は滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

### ● 請求の方法

投票用紙を請求するための「不在者投票宣誓書兼請求書」を下記のいずれかの方法で入手し、必要事項を記入

● 町田市ホームページでダウンロード

[市HP](#) [不在者投票宣誓書兼請求書](#) [検索](#)

● 電話で請求

町田市選挙管理委員会 ☎724・2168



「不在者投票宣誓書兼請求書」を町田市選挙管理委員会に速やかに郵送、または持参(FAX、Eメールは不可)

**提出先** 町田市選挙管理委員会(市庁舎9階) 〒194-8520 森野2-2-22

## 身体の不自由な方などが利用できる投票

### 【代理投票について】

疾病等によりご自身で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族の方が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は固く守られます。

### 【点字投票について】

目が不自由な方は、点字で投票ができます。点字器を用意していますので、投票所係員にお申し出下さい。

### 【身体の不自由な方へ】

車いす、拡大鏡、老眼鏡やコミュニケーションボード(イラストを指し示すことでご自分の意思を伝えることができるボード)を用意していますので、投票所係員にお申し出下さい。

### 【病院や老人ホーム等で不在者投票をする場合】

病院や老人ホーム等の施設に入院・入所して投票所に出かけることが困難な方は、都道府県選挙管理委員会が投票場所として指定している施設であれば、施設内で投票することができます。

指定施設であるかの確認や、投票用紙の請求、投票方法等は、病院や施設の事務室にお早めにお問い合わせ下さい。

### 【障がいがある方等の郵便等による不在者投票】

身体に重度の障がい等(下表参照)があり、投票所に行くのが困難な方は、下記の手続きを行えば郵便等によりご自宅等で投票できます。

(注)「郵便等による不在者投票」をするには、「郵便等投票証明書」が必要です。

### ● 対象者

ご自身で字を書くことができ、下表に該当する方(ご自身で字を書くことが困難な方でも、代理記載制度\*に該当すれば対象)。

手帳等の種類	内 容	等級など
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫、肝臓	1級～3級

(注)戦傷病者手帳をお持ちの方はお問い合わせ下さい。

(注)手帳の等級が上記以外であっても、手帳に複数の障がい名または表以外の障がい名が記載されている場合は該当することもあります。その際はお問い合わせ下さい。

\*代理記載制度について

上表のいずれかに該当し、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級であると記載されている方で、ご自身で字を書くことが困難な方が利用できる制度です。

### ● 手続き

希望する方に、「郵便等投票証明書(以下、証明書)」の交付を請求するための申請書を郵送しますので、選挙管理委員会へ早急にお申し込み下さい。申請書の受け付け後、該当する方に証明書を交付します。投票日の直前だと間に合わない場合がありますので、お早めに申請して下さい。

(注)証明書を既にお持ちで郵便等投票を希望する方は、投票日の4日前【7月17日(水)】(必着)までに、投票用紙を選挙管理委員会に請求して下さい。

## 投票所の一部変更

### 【第61投票区投票所】

「南収集事務所」の閉鎖に伴い、「南つくし野小学校」へ変更します。

所在地: 南つくし野2-4-8  
(右記地図参照)

※駐車場はありませんので、車での来所はご遠慮下さい。



## Twitterで選挙情報を発信します!

選挙に関する情報を発信しています。

町田市明るい選挙推進協議会

アカウント: @machimeisui

